

[論 文]

ナイ・タフ(Ngāi Tahu)による先住民の権利回復請求と
ニュージーランド政府による和解提示
—全体像としての「森林構造」と構成要素の分類および相関性—

Ngāi Tahu Claims and the Crown's Settlement Offer:
Taking an overview as 'Forest Structure,' classifying
the components, and interrelating them

玉 井 昇
Tamai Noboru

ABSTRACT

The main topic in this paper is on a historic process of ethnic resurgence by Ngāi Tahu claims. It is highly wide-ranging and quite extensive that the claims involved hundreds of their grievances are. As a result, a strongly visual imagery such as 'nine tall trees' 'branches' and 'undergrowths' had been introduced on the hearing of the Waitangi Tribunal so as to embrace and organise all of these diverse claims. In this paper, therefore, the imagery has been applied as 'Forest Structure' in order to classify the components, to interrelate them and to consider the effects on the Crown's Settlement Offer.

Ngāi Tahu is iwi of New Zealand, who is tangata whenua of Te Waipounamu or South Island of the New Zealand, and who is also kaitiaki of their takiwā. They must have entered the Treaty of Waitangi, bearing in mind that they could hold their rangatiratanga and mana whereby retained lands, mahinga kai, pounamu, or other taonga as long as they wished them as the Treaty provided. Nevertheless, the obligation had not been fulfilled in good faith so that the tribe kept in a state of poverty for several generations. They lodged the grievances to the Waitangi Tribunal when the way was paved. Although the claims amounted to almost 200 covering from on land issues to on a variety of cultural ones, each one was interwoven on imagery, namely 'Forest Structure.' It means 73 claims on eight land purchases and mahinga kai as 'branches of nine tall trees' and more than 100 ancillary claims as 'undergrowths,' and all of them have stemmed from the Treaty of Waitangi as the 'ground or soil.' Following the finding and recommendation of the Tribunal, settlement had been sought through the face to face negotiation between Ngāi Tahu and the Crown. Finally, the Deed of Settlement was signed in 1997 and it took effect by the 1998 Act. The

settlement has offered healing process and co-operation mechanism in parallel to the above Forest Structure.

In conclusion, 'Forest Structure' enables the people of Ngāi Tahu to lodge each claim to the Waitangi Tribunal collectively or jointly. It can be said that they must not have been offered sets of redresses and mechanisms ranging from economic, cultural to political aspects if they lodged separately. At the same time, the Structure has contributed to solidarise each member of Ngāi Tahu whānui and to resurge as iwi not only in terms of economic base as a result but also of identity recalling the former mana and kaitiakitanga. On the co-management of natural resources, it is expected that Ngāi Tahu will input their traditional wisdom as kaitiaki in order to preserve permanently the splendid scenery of South Island in the future.

キーワード：マオリ、テ・ワイポウナム、先住民の権利、ナイ・タフ報告（Wai 27）、
ワイタンギ審判所、エスニシティ、和解証書、公的謝罪、多文化主義

Key words: Māori, Te Waipounamu, Rights of Indigenous Peoples, Ngāi Tahu Claims (Wai 27), Waitangi Tribunal, Ethnicity, Deed of Settlement, Crowns Apology, Multi-culturism

I. はじめに

本稿で主題として取り扱うのは、ニュージーランドの先住民マオリの一部族である「ナイ・タフ(Ngāi Tahu)」による権利回復請求とそれに対する政府の和解提示である。本題に入る前に、このイーウィ（部族）の邦語表記について若干の断りを付け加えておきたい。

ポリネシア諸言語の一つであるマオリ語は、基本的に子音と母音の組み合わせで成り立っており、音声学上、世界の諸言語の中でも、日本語と極めて類似した特徴をもっている。しかし、この部族名にある ‘Ngā’ は、日本語の50音には無いため、表記する際に注意が必要になってくる。ちなみに、リード社の現代マオリ語辞典によれば、ここでの ‘g’ は、英語の発音と異なり、極めて「ソフトに」発音すると解説されている¹⁾。よって、言語学的にいえば、これは「鼻濁音」に近似するものと考えられるが、日本ではその鼻濁音を発音するのか、発音しないのかに関して地域差がみられる。そのため、「Ngā」を日本語で表す場合、「ガ」もしくは「カ」、「ナ」、あるいはもう少し踏み込んで「ンガ」、「ガア」、「グア」もしくは「ンナ」、「ナア」、「クア」、「ヌア」などとも書き表すことができるかもしれない。概して、外国语の固有名詞を日本語表記する際、あるものが唯一正確な表記であると断定するのは不可能であり、そのため、人によって異なる表記が使われるには、ある意味自然なことである。しかし、著者が現地カンタベリー大学大学院に留学中、同大学のAoraki / Ngāi Tahu Research Centre 提供のコースワークを履修し、このイーウィのマラエに宿泊するフィールドスタディに参加したり、その他様々な場面でその

構成員たちが自らの部族を呼ぶ際の ‘Ngāi’ の発音を聞いてきたが、繰り返し何度も聞いても「ガ」という濁音には聞こえなかった。そのため、著者のような言語学に疎い者にとって、濁音を用いる呼称には違和感を覚えてしまうのである。もちろん、ここで「ガイ・タフ」や「ンガイ・タフ」などの表記が誤っていると主張しているわけではない。むしろ、「日本語の」言語学的表記としては、その方がより正確なのかもしれない。

しかし、本稿では、著者のように「鼻濁音」というものに馴染みのない社会科学や自然科学系の研究者との間で生じうる不要な誤解を避けるため、便宜的に一部邦人の間で用いられている「ナイ・タフ」という表記を統一して使うことにした。なお、個人的には「ナイ・タフ」という表記でも、依然として、原音を忠実に表記できているとは思っていないことを予めお断りさせていただく。実際には、(ン) を最初に言うつもりで「(ン) ナアイ、タ(ア)フ」くらいに発音すれば、より原音に近くなるのではないかと思われる²⁾。

さて、本題であるナイ・タフ請求とそれに関する和解成立は、同イーウィにとって、あるいはニュージーランドの抱える歴史的な先住民問題一般にとっても、極めて重要なマイルストーンになったといえる。さらに、世界各地で噴出するエスニシティ問題と多文化共生社会の模索という見地からも、この歴史的清算と画期的な未来志向的協働メカニズムの行方は、一つの先駆的実験場となろう。しかし、これは、ニュージーランド国内に数あるマオリ部族の中で、単に一部族に関する問題とその解決にすぎないにも関わらず、極めて複雑かつ広範な論点を提示している。つまり、例えば賠償金や土地の返還、伝統文化の回復、あるいはアオラキ（クック山）他自然遺産の共同管理など個々のパートが重要なテーマであるのは言うまでもないのだが、それらを単独で検討しようと試みても、全体的な構図を理解しないことには問題の本質が掴みにくい。まさに「木を見て森を見ず」である。とくに邦語による研究では、国立国会図書館のデータベース等で検索する限り、先行業績が極めて少ない点からして、複雑かつ広範囲にわたるこの請求の構造と分類に関する整理を行なう必要性がある。

そこで、本稿では、ナイ・タフ請求が生じた史的背景を概観した上で、個々の「木々」を見るための前提条件となる「森全体」を見るために、請求の全体構造に関する総合的な把握を試みる。他方で、個々の構成要素の分類を試み、それぞれの関係を解明した上で、それらに対し提示された和解要件を分析し、最後に全体に対する考察を付け加えることにする。

II. ナイ・タフとテ・ケレメ（請求）の史的概要

ナイ・タフは、テ・ワイポウナム（ニュージーランド南島）のおよそ80パーセント、言い換えれば、ニュージーランド全土の半分近いロヘ（部族領域）を有するイーウィである（図1参照）。ナイ・タフ神話によれば、彼らのファカパパ（血統）はニュージーランド北島にあるという。11世紀ごろから18世紀にかけて、闘争、婚姻、資源探索などの理由から、北島マオリの一部が、南島へ移住することでナイ・タフが部族として形成されていった。19世紀までに推定2万人からなるナイ・タフの人々が、北部はカイコウラやタイポウティニ（ウエストコースト）から、南端はラキウラ（ステイワート島）と隣接する島々に至る広大な領域に移り住んだ。しかし、彼らは各地に点在しながらも、首長間の政略的な

婚姻関係によって、同一のファカパパを維持し、現代に至るまで部族としての单一性を保持してきた³⁾。

ナイ・タフ請求が生まれた背景には、ナイ・タフとパケハの関係を基礎とした歴史がある。この関係は、大別して、接触期（ワイタンギ条約締結以前：～1840年）、対立期（ワイタンギ条約以降和解成立まで：1840年～1998年）、および協働期（和解成立以降：1998年～）の三段階に分けて捉えることができる（表1参照）。

図1：ニュージーランドにおけるナイ・タフの部族領域



出所) *Takoa Rua-mano 2000ad A Directory of Maori Organisations and Resource People*, Auckland: Tuhi Tuhi Communications, 2000, p.13に掲載の図を一部修正、加筆。

まず、ナイ・タフとパケハの接触は、18世紀末頃からニュージーランド南島沿岸にやって来た捕鯨船やアザラシ猟船との間で始まった。その後、両者の間で交易が拡大し、1830年代には、ナイ・タフによって各地に交易所(Shore Station)が設置された⁴⁾。ナイ・タフは、木材、亜麻(flax)、イモ類、野菜、ブタなど交易品の生産活動に精力的に取り組んだ。タイアロアラナイ・タフ側の代表が定期的にシドニーを訪問し、現地ニューサウスウェールズのジップス総督との間で緊密な関係を築き上げ、タスマン海横断の経済活動へ積極的に参加し始めた⁵⁾。概して、1830年代までの接触期におけるナイ・タフとパケハの関係は、互恵的であったといえる。

こうした情勢の中で、1840年2月ベイオブアイランズで署名されたワイタンギ条約が、その後南島にも運ばれた。そして、ナイ・タフとの間で、同年5月から6月にかけて南島3か所で同条約に関する集会が開かれた。ナイ・タフ女性の中にはヨーロッパ人と結婚した者もあり、部族はヨーロッパ式のやり方に決して無知ではなかった⁶⁾。条約の内容を慎重に検討した後、部族を代表して7名の首長たちが条約に署名した⁷⁾。条約の規定によつて、ナイ・タフにとって重要な土地、河川、湖沼、海岸、干潟などのマヒンガ・カイ(食糧収集地)、ポウナム(緑色岩)などの資源、その他の重要だとみなされるタオング(財産)は、彼らに売却の意思がない限り、保障されることになっていた⁸⁾。その結果、ナイ・タフは、保持した領域で伝統的慣習を維持しながらも、他方で更なる生産活動に励み、イギリス女王統治の下で入植者と共に行なわれるであろうニュージーランドの新しい経済活動に積極的に参加し、部族の更なる繁栄を期待して条約の当事者となつたのである。他方、パケハにとっては、ナイ・タフがあまり重視していなかつた広大な草原が、農牧業を営む上で魅力的な土地と写ったにちがいない。つまり、双方の利害が一致した上で条約が締結され、近い将来条約規定に反しない範囲で個別的な土地売買契約がなされ、誠実に履行されることが予期されていたのである。

こうした予見の中で、1844年ナイ・タフと当時植民地開拓事業を担っていたニュージーランド会社の間で、オタゴ地方の土地売買に関する交渉が行なわれ、40万エーカーの売買が合意された。続く1848年には、ナイ・タフと政府側(クラウン)の代理人ケンプ(Tacey Kemp)との間で、南島東部の売買契約が成立した。しかし、ここでは、ナイ・タフに残される土地の境界線が明確に記録されず、後に論争を生じさせることになる。2ヶ月後ケンプの後継者として派遣されたマンテル(William Mantell)と測量士のウィルス(Alfred Wills)は、測定作業を沿岸部に限定した。最終的にナイ・タフが手放すことになった土地は2000万エーカーにおよび、残された土地はわずか6359エーカーにすぎなかつた⁹⁾。ナイ・タフの間では、こうした政府側の信義則に反する行為に対して疑惑が抱かれはじめた。1849年、ナイ・タフは契約上の合意通りに十分な土地が残されることを求めて、政府に対する最初の請願を行なつた¹⁰⁾。ここに、ナイ・タフのテ・ケレメが萌芽したのである。

しかし、上述の契約以外にナイ・タフに残されていた土地の大半に関しても、後に売却を強要されることになった。つまり、1849年にバンクス半島のポート・クーパーとポート・レビー、1853年に南部のムリヒク、1856年にバンクス半島のアカロア、1857年にノース・カンタベリー、1859年に北東部のカイコウラ、1860年に西岸のアラフラ、1864年

にラキウラの売却が決定した（図2参照）。その結果、最終的にナイ・タフ・ロヘ内の総計3450万エーカーの土地が政府の所有地に変わった。他方で、当初の合意事項であった売却地のおよそ10分の1にあたる340万エーカーの大半が、契約通りナイ・タフのために確保されることなく、ナイ・タフに残された土地はわずか3万5757エーカーにすぎなかつた。よって、1900年初頭、自分たちの伝統的なロヘに居住することできたナイ・タフは、わずか2000人にも満たなかつたとされている¹¹⁾。

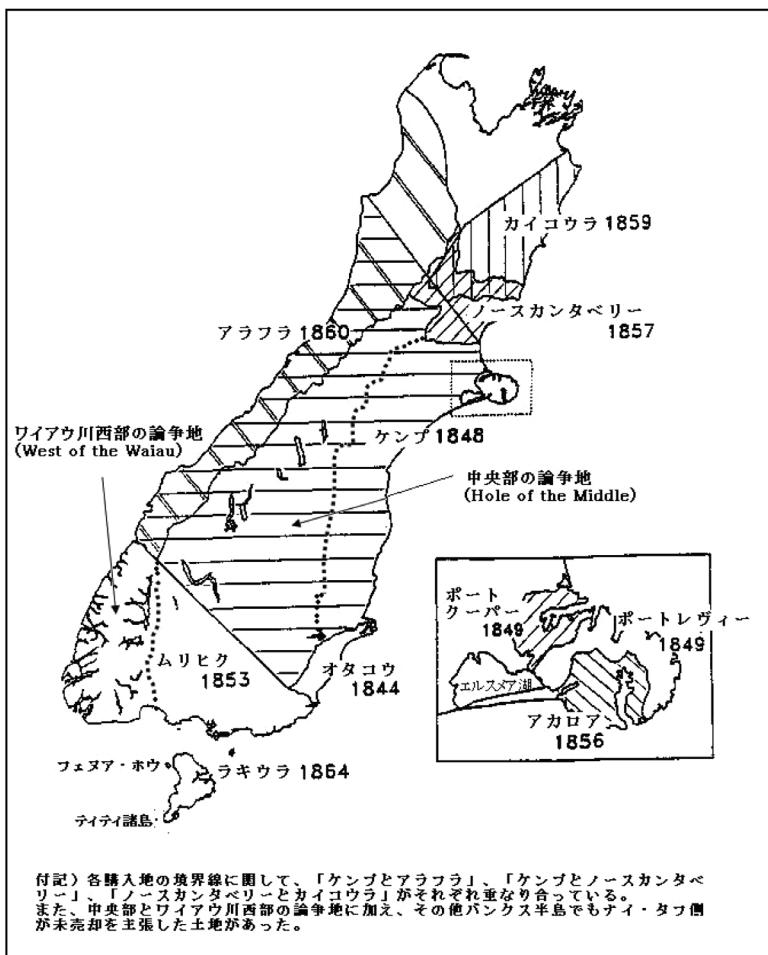
表1 テ・ケレメ：ナイ・タフ請求関連年表

年 号	内 容
1790年代後半	パケハの捕鯨船やアザラシ猟船の乗組員と接触が始まる
1810年代	パケハとの協働によるアザラシ狩りが行われる
1820年代	パケハ捕鯨船との交易＝ジャガイモ、小麦、ブタなどの食糧を供給
1830年代	各地の族長の管理下で寄港地を建設、パケハとの交易が拡大 ナイ・タフ側からもシドニーに定期訪問
1840年	ナイ・タフの族長7名がワイタンギ条約に署名
1844年7月31日	オタコウ（オタゴ地方）売買契約成立
1848年6月12日	ケンプ（カンタベリー地方）売買契約成立 クラウンの契約履行状況に対し、ナイ・タフ側に疑念が発生
1849年8月10日 9月25日	ポート・クーパー（バンクス半島北西部）売買契約成立 ポート・レビー（バンクス半島中央・東部）売買契約成立 ナイ・タフ、政府に契約の履行を請願
1853年8月17日	ムリヒク（サウスランド地方）売買契約成立
1856年12月10日	アカロア（バンクス半島南部）売買契約成立
1857年2月5日	ノース・カンタベリー売買契約成立
1859年3月29日	カイコウラ売買契約成立
1860年5月21日	アラフラ（ウエストコースト地方）売買契約成立
1864年6月29日	ラキウラ（スチュアート島地方）売買契約成立
1868年	ナイ・タフ、裁判所に初提訴するも不成立
1887年	王立委員会マッカイ報告による肯定的な意見も不履行 以後複数の調査委員会等によってナイ・タフ擁護の見解も示されたが実行されず
1906年	南島土地無保有原住民法（SILNA）が成立するも不徹底
	<テ・マテ・オ・テ・イーウィ長期化の時代へ>

年号	内容
1975年	ワイタンギ審判所法成立
1976年	政府、アラフラ川の権原をマフェラ・インコーポレーションへ返還
1985年	修正ワイタンギ審判所法成立、同審判所の管轄権が1840年まで遡及
1986年8月26日	ナイ・タフ、ワイタンギ審判所に請求を初提出（国有地保有権の移転問題）
1986年11月24日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出 （国有企業法案および歴史的土地位問題）
1986年12月16日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出 （国有地自由保有権および定期的保有権問題）
1987年6月2日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出 （歴史的土地位問題にマヒンガカイを追加）
1987年9月5日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出 （アラフラ契約の土地とポウナム問題）
1987年9月25日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出（海洋漁業権問題）
1988年4月13日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出（淡水の保有権問題）
1988年6月25日	ナイ・タフ、同審判所に修正請求を提出 （包括的漁業権問題と共同管理の請求）
1991年	ワイタンギ審判所、ナイ・タフ報告発表 ナイ・タフと政府の直接交渉開始
1992年	ワイタンギ審判所、ナイ・タフ海洋漁業報告発表
1995年	ワイタンギ審判所、ナイ・タフ付属請求報告発表
1996年10月5日	ナイ・タフおよび政府、代表者間合意（Heads of Agreement）に署名 オンアカウント和解証書（Deed of On-Account Settlement）
1997年9月25日	ナイ・タフ（ポウナム権原返還）法成立
1997年11月21日	ナイ・タフおよび政府、和解証書（Deed of Settlement）に署名
1998年9月29日	ナイ・タフ請求和解法成立 ＜7世代におよぶテ・ケレメ終結、新時代の開幕＞
1998年11月29日	ナイ・タフ（トウタテパトゥ潟湖権原返還）法成立 政府、オヌク・マラエ（アカロア）で公的謝罪声明
2002年	ナイ・タフ、ポウナム管理計画を発表

出所) 主にThe Waitangi Tribunal(1991): *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* およびTe Rūnanga o Ngāi Tahu homepage: <http://www.ngaitahu.iwi.nz>上の記述を基礎として作成。

図2 ナイ・タフ土地売買契約の概要図



出所) Waitangi Tribunal (1991): *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* 中に掲載の図The purchases —the Crown's version (<http://www.knowledge-basket.co.nz/oldwaitangi/text/wai027i/images/w27p006.html> よりダウンロード) を邦語化した上で、本稿で言及した係争地等の事実関係を加筆して作成。

他方、パケハへ所有権が移転した土地では大規模な農牧業がはじまり、各地で土地が柵で囲まれ、ナイ・タフが季節ごとに訪れていたマヒンガ・カイや、ウルパ（墓地）のような聖地へのアクセスも制限されることになっていった。また、ワイタンギ条約で規定されていたはずの、売却地に関する対価の支払いも十分なものではなかった。この点に関連して、対価の支払いとは別に、当時政府側からナイ・タフのために学校や病院の建設が約束されていたが、これも十分に履行されなかつた¹²⁾。さらに、条約3条で規定されたイギリス臣民と同等の権利保障に関しても、これに反し、ナイ・タフは、個人的にも集団的にも、農牧業のライセンス発給に関して移民とは異なる差別的な扱いを受けることになつ

た¹³⁾。ナイ・タフが条約署名時に予期していた伝統的慣習の保持と同時に農牧業への参入による部族の繁栄という構図は、完全に崩壊したのである。

これに対し、ナイ・タフは1868年裁判所へ提訴し、司法的解決の道を模索した。ここから、ナイ・タフのテ・ケレメが本格的に始動した。しかし、議会は、ワイタンギ条約のニュージーランド国内法としての適用を排除する法を成立させ、ナイ・タフのケレメを裁判所の管轄権外に置いた¹⁴⁾。その後、いくつかの調査委員会が組織され、ナイ・タフの主張に対する肯定的な見解が出されたこともあったが、実質的な解決をみることはなかった。

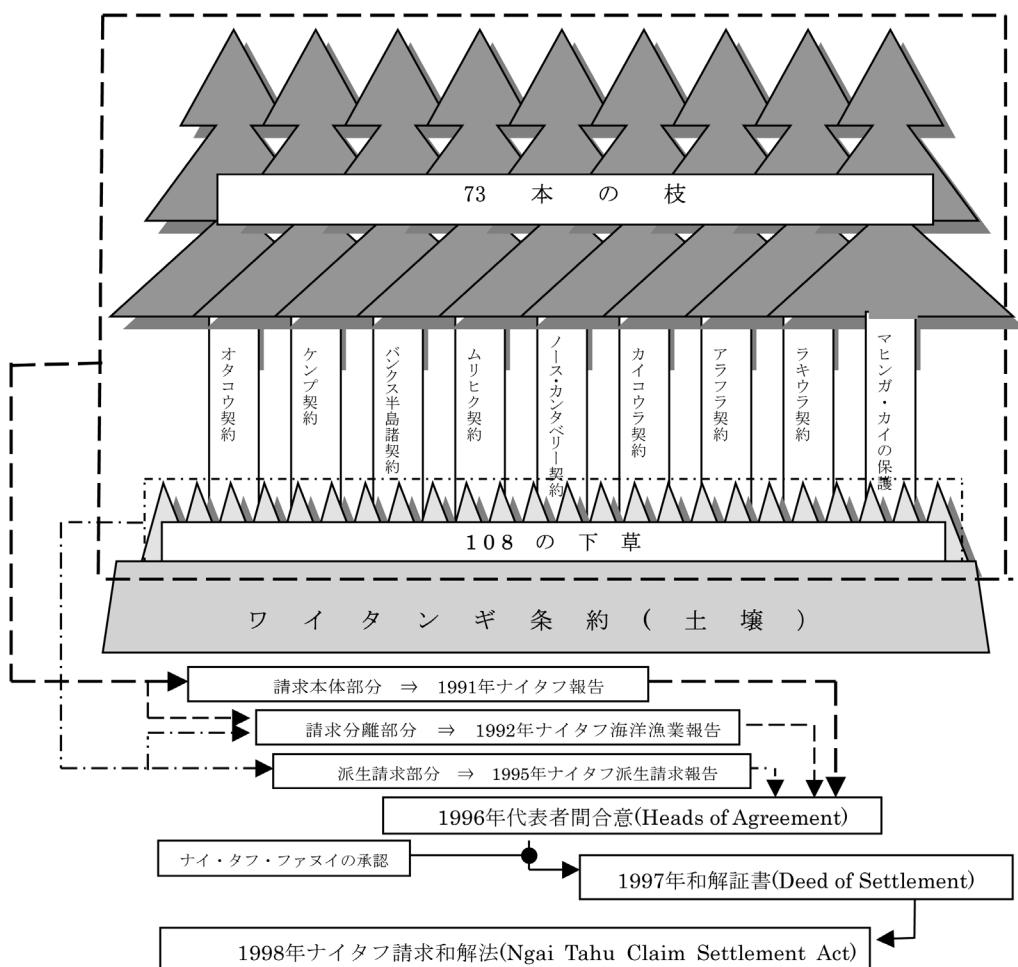
しかし、後の第二次世界大戦におけるマオリ兵の活躍と国家への貢献、戦後のマオリ人口数の回復と比例して、1948年の世界人権宣言の採択にはじまる国際的な人権保障の潮流の中、ワイタンギ条約とマオリの歴史的請求に対する捉え方も徐々に修正を迫られることになった。そして、ナイ・タフに限らず、全マオリ・ケレメにとってのコーナーストーンとなったのが、ワイタンギ審判所の創設である。1975年当初は、同審判所の管轄権が不遡及的に適用された。しかし、1985年の改正法によって、管轄権がワイタンギ条約締結時の1840年まで遡及的に拡大されたため、一連のナイ・タフ請求の審議も可能になった。この結果、これまでおよそ1世紀半にわたってナイ・タフの人々の間に集積した不平の数々が、テ・ケレメとなって再高揚し、ワイタンギ審判所へ集中して提出されることになったのである。

III. ナイ・タフ請求の「森林構造」と和解成立までの経緯

ナイ・タフによって、はじめてワイタンギ審判所に請求が提出されたのは、1986年8月28日であった。しかし、ナイ・タフ7世代にわたって累積したテ・ケレメは、複雑かつ広範囲にわたるものである。そのため、その後の2年間で7回もの修正請求が審判所に提出されることになった¹⁵⁾。最終的にナイ・タフの人々によって審判所に提出されたケレメは、一般的なものと個別的なもの、大小合わせて200近い数となった。それだけ複雑かつ広範囲におよぶ請求であっても、それぞれの請求は整然と相互に関係し合っている。個々の請求の相関関係をナイ・タフが用いた視覚的な構図¹⁶⁾を応用し、本論では「森林構造」(図3参照)と名付けることにする。そこで、ここでいう「森林構造」に基づき、ナイ・タフ請求の全体像に関する整理を試みれば以下のようになる。

第一に、請求の主な柱となる「9本の高い木々 (Nine Tall Trees)」である。9本のうちの8本は、ナイ・タフのロヘを8区分してなされた前述の土地売買契約であり、年代順に1) 1844年のオタコウ、2) 1848年のカンタベリー (ケンブ)、3) バンクス半島 (1849年のポート・クーパーとポート・レヴィーおよび1856年のアカロアを含めた3つの契約)、4) 1853年のムリヒク、5) 1857年のノース・カンタベリー、6) 1859年のカイコウラ、7) 1860年のアラフラ、8) 1864年のラキウラである。残った9本目の木は、以上の8区分の土地と同様、ナイ・タフにとって重要な川、湖沼、干潟などの食糧収集地および海洋漁業、すなわちマヒンガ・カイ全般である。「森林」という全体の構図の中で、以上の9本の高い木が、ワイタンギ条約という「土壤」の上に生育した土地売買契約であり、請求を生み出す主木と捉えることができる(図3参照)。

図3 ナイ・タフ請求の森林構造と和解成立までの経緯



出所) 著者(玉井昇)が本稿の考察を整理して作成。

第二に、「森林構造」の別の構成要素として挙げられるのが、9本の高い主木から分かれて伸びる「枝 (branch)」である。最終的に、このカテゴリーに属するケレメは、総計73を数えた。ナイ・タフの人々にとって、ここでいう「枝」にあたる請求はすべて重要なものであろうが、代表的な「枝」にあたる請求を例示すれば次のようになる。

- 1) オタコウ契約：1844年7月31日になされた40万エーカーの土地売買契約において、当該地の10パーセントが公的な目的、とくに「将来の先住民の利益 (future benefit of the aborigines)」のために確保されることが規定されていたが、履行されなかつた¹⁷⁾。
- 2) ケンブ契約：1848年6月12日になされた同契約の中で、いわゆる「中央部の穴 (Hole in the Middle)」と呼ばれるマウンガテレ (Maungatere) からマウンガアトゥア

(Maungaatua) に至る南島中央部高地は売却していない（図2参照）。同様に、カイアトレ・スピット (Kaiatore Spit)、すなわちエルスメア湖のほとんどの部分と隣接する海岸線の北東部湿地帯も売却していない¹⁸⁾。

- 3) バンクス半島：フランスへ譲渡された土地 3 万エーカーに対する補償がなされていない。および売却地に関する公正な対価の支払いが拒否された¹⁹⁾。
- 4) ムリヒク契約：1853年 8月 17 日になされた同契約の中で、今日サザン・フィヨルドランドとして知られるワイアウ川西部の土地の売却には合意していない（図2参照）。および売却地の一部が公的な目的のために確保され、学校や病院が建設されるという契約が履行されなかつた²⁰⁾。
- 5) ノース・カンタベリー契約：売買契約が未成立の時点で、政府は移民との間でナイ・タフの土地を売買・賃貸する契約を結んでいた。および1857年 2月 5日の契約に十分な補償および保留地に関する規定が盛り込まれなかつた²¹⁾。
- 6) カイコウラ契約：1859年 3月 29日の契約において、保留地に関する適切な規定が置かれず、不利な条件で売却するよう不当な圧力がかけられた²²⁾。
- 7) アラフラ契約：1860年 5月 21日の契約において、保留地に関する不条理な規定がおかれて、さらに永代借地権を設定することによって、ナイ・タフが重要とみなすポウナムへの権利が保障されなかつた²³⁾。
- 8) ラキウラ契約：1864年 6月 29日の契約において、ティティ諸島（マトンバード諸島、図2 参照）の管理する権限を剥奪された。および保有の意思に反してフェヌア・ホウ（コッドフィッシュ島、図2 参照）が売却地に編入された²⁴⁾。
- 9) マヒンガ・カイ：ナイ・タフは、彼らの口へ内にあるマヒンガ・カイへのアクセスおよび保全を拒否されている。さらに、政府はいかなる照会もなく、またいかなる対価の支払いもなしにナイ・タフの海洋漁業を管理している²⁵⁾。

こうして、ワイタンギ条約という「土壤」から生育した9本の高い「木」に、以上例示したような不平に関する請求が総計73本の「枝」として伸びているのである（図3 参照）。

さらに、ナイ・タフ請求の「森林構造」における構成要素は、上記のような「木」と「枝」だけに止まらない。第3に、「木」や「枝」とは別に派生した副次的請求が、ナイ・タフによって審判所に提出され、最終的にこのカテゴリーに属すケレメは108に上つた。この種の派生請求は、「森林構造」において、9本の高い木々とは根本を異にする「下草 (undergrowth)」に相当するものである。派生請求は、土地問題に関する請求ばかりでなく、政府の立法や手続に関するものも含まれている。例えば、それらは、公道への過剰な土地配分や保留地として質の悪い土地を配分されたことなどの土地問題や、沿岸漁業権に関するものなどの物権的請求から、広く言語の喪失に関するものやマオリ語地名のような伝統的価値の認知に関する精神的・文化的請求をも含んでいる²⁶⁾。このような請求は、ワイタンギ条約という同じ「土壤」から発育しているが、上述の9本の高い「木」と「枝」とは、根源から分れて生育した「下草」をなすものとして捉えることができるるのである（図3 参照）。

こうして、総計200近くの請求を含んだ複雑かつ広範なナイ・タフ請求は、ワイタンギ条約を「土壤」として生育した、9本の高い木とそこから伸びる73本の枝、およびその下

に派生する108の下草からなる「森林構造」の中で、個々の請求が相互に関係し合う一つの総体的なテ・ケレメとして捉えることが可能なわけである。

これに対し、1987年8月から始まったワイタンギ審判所による審問会は、その後20以上の異なる場所で開催され、審議は27ヶ月におよんだ。1990年に入ると、海洋漁業の関連部分が当時高等裁判所等で係争中であったため、漁業関係当事者の請求により、ナイ・タフ請求から分離して扱うことが当事者の間で合意された²⁷⁾。この結果、1991年2月、分離された海洋漁業請求を除いた部分の中で、請求本体 (main claim) 部分に関する「ナイ・タフ報告 (Ngāi Tahu Report)」がワイタンギ審判所によって発表された。ここでいう本体部分とは、「森林構造」における「木」と「枝」の部分に相当する。この1991年の報告書は、海洋漁業関連と「下草」部分の請求が除外されていたにもかかわらず、3巻総計1254頁におよんだ。そして、1991年6月、先送りにされた海洋漁業関連請求に関する最終審議が始まり、翌92年に「ナイ・タフ海洋漁業報告 (Ngāi Tahu Sea Fisheries Report)」として発表された。最後に残された「下草」部分に関する請求については、全調査が完了した1995年に「ナイ・タフ派生請求報告 (Ngāi Tahu Ancillary Claims Report)」として発表された²⁸⁾。

結果として、3段階に分けてなされたワイタンギ審判所の報告は、過去の清算のみならず、将来の協働の模索を含む、和解にむけたナイ・タフと政府間における直接交渉の道を開いた。政府側では、司法長官、財務大臣、公共事業大臣、マオリ問題大臣ほか関係省庁の閣僚を含む、ワイタンギ諸問題特別対策委員会 (Crown Task Force on Waitangi Issues) が組織された²⁹⁾。ナイ・タフ側でも交渉団が結成され、サー・ティペネ・オレガンを議長に据え6名からなる最高代表団 (Aチーム) が政府閣僚との直接交渉に臨んだ。さらに、その下にはAチームを支え総合的に助言をなすBチーム、および個別的な交渉分野に関して詳細な分析と研究に携わる専門家集団 (Cチーム) が組織された³⁰⁾。なお、海洋漁業に関しては、ナイ・タフのみならずマオリ諸部族の共通課題として、政府と多部族間交渉 (multi-tribal negotiation) 方式が採用されることになった。そのため、ナイ・タフ=政府間和解交渉の議題から除外されることになり³¹⁾、土地とマヒンガ・カイが中心的議題となった。

1991年のナイ・タフ報告を受け、当時ボルジャー政権下で始まったナイ・タフ=政府間和解交渉は、総選挙の行われる1993年まで着実に進行した。しかし、政権を維持した次期ボルジャー政権下では、ワイタンギ条約問題全体に対する政府の補償能力が見直しされた結果、この問題の解決に充てる予算の上限を10億ドルに設定する国庫支出の許容範囲 (Fiscal Envelope) の導入が発表された。この政策によって最も影響を受けるのは、最大規模の請求をなしたナイ・タフであることが明らかであった。1994年末、ナイ・タフがこれに基づく政府の中間報告を拒否することで、交渉が一時停止した³²⁾。この時点で、ナイ・タフ側は裁判所へ提訴し、「ナイ・タフの口へ内にある政府所有財産が売却されることなく将来の和解のために確保されなければならない」とする旨の判決を得た³³⁾。他方で、この間、残されていた前述の「ナイ・タフ派生請求報告」が発表され、すべてのナイ・タフ請求に対するワイタンギ審判所の審決が完了した。

そして、約1年半の中斷を経た後、1996年6月に交渉が再開され、総選挙直前の同年10

月5日当事者間で「代表者間合意(Heads of Agreement)」が署名されるに至った。これを受け、1997年9月、本文2400頁に300もの図表が盛り込まれた最終合意の詳細が発表された。そして、この合意内容の是非を問う投票が、郵送にてナイ・タフ有権者間で行なわれた結果、圧倒的多数の賛成票が投じられた³⁴⁾。これは、ナイ・タフの部族評議会テ・ルナンガの承認手続を経た後、1997年11月21日にカイコウラのタカハンガ・マラエで開かれた会議において、「和解証書(Deed of Settlement)」としてナイ・タフおよび政府の代表者によって署名された。続く1998年9月29日、ニュージーランド議会において「ナイ・タフ請求和解法(Ngāi Tahu Claims Settlement Act)」が成立し、この合意内容が法的拘束力を有するものとして正式に発効するに至った³⁵⁾。1849年のナイ・タフによる請願から1世紀半、ナイ・タフ7世代にわたって続いたテ・ケレメは、ここに終結したのである。

IV. 政府による公的謝罪と新時代の幕開け

以上のようなテ・ケレメの終結に伴って、ナイ・タフと政府は新しい時代を迎えた。すなわち、ここからの作業は、両者の間で合意された和解要件の履行である。その主たる構成要素は、1) 政府による公的謝罪、2) 経済的補償、3) 文化的補償、および4) 政治的協働に大別することができる。この第一歩として、和解法成立の1998年9月29日、アカロアのオスク・マラエにおいてシップリー首相(当時)によって、政府による公的謝罪が行なわれた³⁶⁾。その内容の試訳は以下のとおりである。

ナイ・タフの格言「ヒ・マヒ・カイ・タカタ、ヒ・マヒ・カイ・ホアカ(グリーンストーンが砂岩を費消するように、人々を消耗するのは労働である)」に暗示されるように、およそ150年もの年月を費やして政府へ救済と補償を求めた請求において、政府は、ナイ・タフの先祖たちによってなされた積年の努力を認める。政府の責務に対するナイ・タフの見解は、1857年のマティアハ・ティラモレフによる請願の中で、ビクトリア女王へ伝達されていた。ティラモレフは以下のように記している。すなわち、「これは、汝の慈愛をここの首長たちに与え... その法を一体化し、諸々掟を一つにし、その国を一つにし、白い肌と褐色の肌を完全に同等にする指令であり、そして幸福に満ちた居住ができるよう汝の慈愛をマオリに与えるための... 汝の名によるその権限を思い出すためのものであった」。ここに、政府は、ナイ・タフの祖先の偉労を認め、彼らとその子孫たちに対し、この謝罪を為すのである。

政府は、ナイ・タフの土地を購入する際に、ナイ・タフとの取引において、不条理かつワイタンギ条約の原則に繰り返し反する行為をなしたことを見認める。さらに、政府は、購入の諸証書に関して、条約の当事者たるナイ・タフに対する責務を履行することに実質的に失敗し、他方で、政府は、ナイ・タフの使用のために十分な土地を確保すること、並びに十分な経済的、社会的資源を提供することに失敗したことを認める。

政府は、条約第2条に反する行為として、ナイ・タフが彼らの土地や価値ある財産の保持を望むのであれば、そのような類の財産に対するナイ・タフの使用と所有を保護し、並びに保全することに失敗したことを認める。

政府は、その責務に一致した方法で、合理的かつ最大限の信義誠実に則って、ナイ・タフに応対することに失敗していることを認める。この過失は、ナイ・タフの格言「テ・ハパ・オ・ニウ・ティレニ（果たされなかったニュージーランドの約束）」に言及されている。政府は、さらに、その信義則に反した行為が、ナイ・タフから彼らの発展の機会を奪い、数世代にわたってその部族を困窮の状態、すなわち彼らの格言「テ・マテ・オ・テ・イーウィ（部族の「不定愁訴」）」に言及される状態にせしめたことを認める。

政府は、ナイ・タフが一貫して政府に対して忠実であったことを認め、かつ彼ら部族がワイタンギ条約の義務と責務を履行し、国民としての義務、とりわけ今日に至るまでニュージーランドが軍隊を派兵した主たる紛争のすべてにおいて、積極的な役割を果たしてきたことを認める。政府は、国家に対するナイ・タフの忠誠に対し、並びに国家に対して成された部族の貢献に対し、敬意を表する。

政府は、深く遺憾の念を表し、ナイ・タフが被った辛苦と困難並びに彼ら部族の福利、経済、発展に対する結果として生じた損害に関して、ナイ・タフ・ファヌイのすべての構成員に心からの謝罪を成す。政府は、かかる辛苦、困難並びに損害が、1) 政府がナイ・タフの土地を取得する根拠となった購入証書の下で為されたナイ・タフに対する責務の不履行、2) 部族の使用のために必要な土地の確保に対して生じた過失、3) 伝統的な食料資源への合理的なアクセスの認可に対する過失、4) ポウナム並びに部族が保有を望むその他価値ある財産への権利保護に対する過失、もしくは、5) ナイ・タフの不平に対する効果的な補償への過失、から結果として生じたことを認める。

政府は、南島の境界線の中で、そこを覆うナイ・タフのランガティラタンガ（部族とその首長の権威）並びにマナ（威信）に関するこれまでの過失に対してナイ・タフに謝罪を為し、並びに、政府は、条約義務の履行に関して、ナイ・タフをそのタキワ（地域）のタンガタ・フェヌア（現地の先住民）と認め、そのタキワの中でランガティラタンガを保持している部族として承認する。

よって、政府は、治癒の過程に着手し、並びにナイ・タフと協働する新時代を迎えるため、1997年11月21日に署名された和解証書の中に規定された諸事項に従って、現在可能である限り、その歴史的不平が最終的に解消されるよう、全ニュージーランド国民を代表して、これら承認された不正義を賠償する方策を探求するのである³⁷⁾。

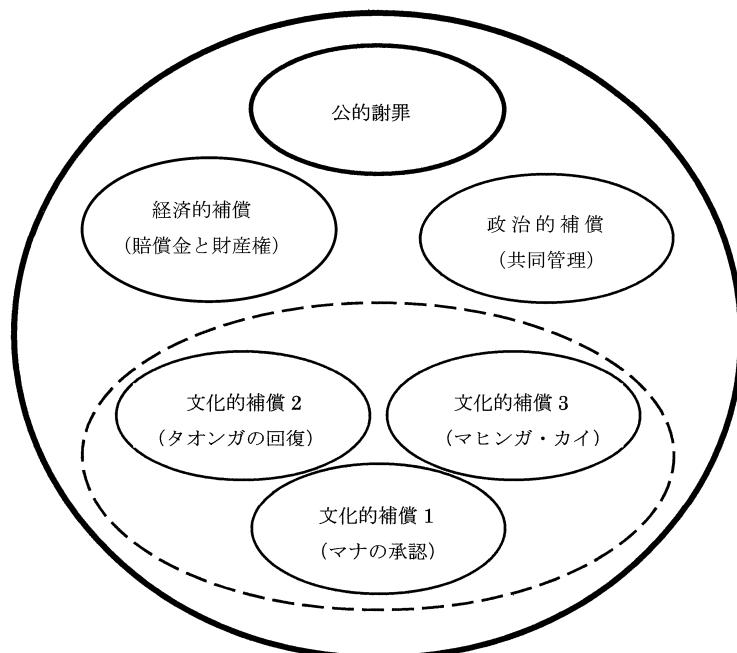
この公的謝罪がなされた結果、今日政府とナイ・タフの間で、「治癒の過程（healing process）」と「協働関係（co-operation）」の構築に向けた広範囲にわたる作業が展開されている。各要件に関する詳細な分析は、別途改めて取り組む必要があるため、以下、本稿ではその全体的な構図に関する若干の検討のみに留めておく。

まず、「治癒の過程」の一面として、ナイ・タフが被った損害に関する「経済的補償」に関しては、1億7000万NZドル、日本円で約119億円（1 NZドル70円で算出）の金銭的賠償がなされた。この額はニュージーランドの国家財政からしても大きな額であるが、他方でナイ・タフの損失分は200億NZドルを超えるとも言われている。そのため、これを部分的に充当する「経済的保証」の手続が確保されている。その一端として、前述の、上限

が10億ドルに設定された条約問題解決の予算（Fiscal Envelope）が、2044年までに増加された場合、自動的にその17パーセント相当分がナイ・タフへ追加付与されるという「相対性条項（RC）」が認められている。加えて、南島の政府所有財産のうち、限定されたリストの中から一定の期限内に買い取る「選択猶予手続（DSP）」があり、およびそれ以降はナイ・タフに先買権を認める「優先的選択権（RFR）」が承認されている。この結果、ナイ・タフは購入した政府財産を再びリースバックすることによって、政府という最も信頼できる賃借人から半永久的に賃料を得ることが可能になった。これは、現在と将来の世代の部族の繁栄にとって、安定的な財源となろう³⁸⁾。

そして、和解の要件には広範囲にわたる文化的な補償と保障が含まれられている³⁹⁾。すなわち、南島におけるナイ・タフのマナとランガティラタンガが再承認され、彼らの自然環境に対する伝統的なカイティアキタンガ（管理、保護）のシステムが復活した⁴⁰⁾。その結果を例示すれば、アオラキの権原がナイ・タフへ返還され（その後ニュージーランド国家に寄贈）、88の地名がマオリ語表記を含むものに変更された。また、伝統的なマヒンガ・カイに対する管理とアクセスの回復、慣習的な狩猟・漁労・採集の権利が復活し、ポウナムその他タオングに対する権利も回復されたのである。

図4 和解要件の構成図：パッケージとしてのイメージ



出所) 著者(玉井昇)が本稿中で行った分析をイメージして作成。

さらに、ナイ・タフの文化的保障に対する結実として、「協働関係」の構築に相当する政治的権利の保障がなされている⁴¹⁾。すなわち、政府とナイ・タフ両者による、南島の

自然環境の共同管理システムとして、ナイ・タフに、政策に関する意思決定過程への参加が確保された。その結果、ナイ・タフは、この分野における政府の「法定諮詢機関（SA）」に認定され、当該政府系諸組織へ専用の「構成員選出権（DM）」を確保しているのである。

以上のように、和解の要件は、公的謝罪にはじまり、単に経済的な意味での補償ないしは保証に止まらず、広範な文化的側面と政治的側面におよぶ補償ならびに将来に向けた保障が、織り込まれている。個々の要件は、「森林構造」にみられる複雑かつ広範なナイ・タフのテ・ケレメを包括的にカヴァーするため、相互に関連・補完しあう相関関係をもつた一つのパッケージとしての構造をもっているのである（図4参照）。

V. おわりに

こうして、史的経過の中で順次検討してきたナイ・タフによる先住民の複合的権利請求の構造と分類に関する考察であるが、最後にその帰結としてみえてきたものを整理した上で、全体に対して若干の検討を付け加えることにする。

まず、南島の約80パーセント、ニュージーランド全体のおよそ半分を占める広大なロヘをもつナイ・タフは、マオリ諸部族の中でも特異な存在である。それ故に、彼らの請求は総計で200近い数値に達し、複雑多岐にわたるものとなった。しかし、本稿で検討した「森林構造」が示すように、いかにそれらの請求が複雑多岐にわたるものであろうと、依然として個々の請求が相関する一つの総体として捉えることが可能である。この結果、各地のナイ・タフの構成員たちが個別的かつ単独で請求をなした場合と異なり、一部族として連帯し総合力を発揮することで、最終的に包括的な和解のパッケージを得ることが可能になったと言える。

第二に、司法的解決ではなく、ワイタンギ審判所の勧告に基づくかたちで、政府との直接交渉による政治的解決がなされ、それによって得られた果実の大きさに対する意義である。すなわち、一般的な司法的解決では、原状回復、または金銭的賠償、もしくはそれに類する対価の補償といった経済的補償で決着されることが多い。仮に司法的解決によって、あくまでも経済的補償の側面のみが追及された場合、200億ドル以上とも言われるナイ・タフの経済的損失の規模からして、現行の1億7千ドルを上回る金銭的賠償プラスその他の経済的補償が得られる可能性があったかもしれない。しかし、仮に増額がなされたにしても、条約問題予算の上限が10億ドルに設定されているニュージーランドの財政状況からして、大幅な数値の増加は現実的に不可能であろう。そこで、経済的側面のみならず、広範囲にわたる文化的側面と政治的側面の補償と保障が加えられたことは、金銭ではあらわせない価値のある成果として、経済的補償の不足分を十分に相殺するものと考えることができよう。これは、政治的解決を通じた結果、実現した補償であり、これにより条約問題に関する政府と各イーウィの直接交渉による政治的解決という方式が、一つのモデルとなった。

そして、この請求を通して、ナイ・タフ・ファヌイの連帯が実現し、現代社会におけるイーウィとしての再興がなされたといえる。つまり、土地売買契約によって多くの土地を失い、構成員が各地に飛散し、都市化され、西欧文化へ同化されていく中で、崩壊してい

た部族としてのナイ・タフが、そのアイデンティティを回復し、現代社会に生きるマオリ一般と部族特有の文化を取り戻したことである。今日、南島各地に存在するマラエを基盤として、個々のマラエが支部となり、テ・ルナンガを通したイーウィ全体の連帯システムを再構築している。

さらに、自然環境の共同管理に関し、未来志向型の二文化的な協働システムの重要性が特筆される。つまり、一般的な司法的解決の結果として現れるような、いわば勝者と敗者という消極的な関係ではなく、積極的な意味でのパートナーシップの時代を迎えたという側面である。これは、本来具わっていたワイタンギ条約の精神が、現代社会の中で具現化されたといつても過言ではあるまい。条約成立後、165年以上の歳月を経た現在なお、まさに「生きた文書」である証しといえよう。このような多文化協働システムによる将来の成果は、エスニシティ問題の噴出する国際社会全体において、一つのパラダイムとなるかもしれない可能性を秘めている。

最後に、ニュージーランド南島は、周知の通り、美しい自然環境の宝庫である。その管理に関して、将来もその姿が代わることが無いように、ナイ・タフが継承してきた伝統的な叡智が、遺憾無く發揮されることを願ってやまない。

謝辞（Acknowledgement）

本稿は、著者がカンタベリー大学大学院在席中、ナイ・タフに属するナティ・モキ・マラエで開かれた先住民の権利問題に関するワークショップで行った研究発表 “Rebuilding a Tribal Economic Base: the experience of Ngāi Tahu pre settlement and post settlement” に拠るところが大きい。当時、この研究に関連したコースワークの中で、ほとんどマオリ学の初学生に等しかった著者に対して、熱心な指導と適切なアドバイスをくださった同大学のDr. Garth Cant、当時ワイタンギ審判所の審判官（judge）かつ客員講師であったMr. Roger Maakaおよびナイ・タフ交渉団の代表を務め講師であったSir. Tipene O'Regan、ならびに日頃協力を仰いだNgāi Tahuの学兄たちに対し、ここに改めて謝意を表したい。なお、本稿の上で見つけられた誤りはすべて著者の責任である。

関連マオリ用語解説（Glossary）

- ・「アオラキ（Aoraki）」：アオラキ山、ときにアオランギ（Aorangi）、英語名クック山（Mt. Cook）
- ・「アラフラ（Arahura）」：南島西岸地方
- ・「イーウィ（iwi）」：部族（tribe）
- ・「ケレメ（kerēme）」：請求（claim）
- ・「マヒンガ・カイ（mahinga kai）」：食糧収集地（food gathering place）
- ・「マナ（mana）」：マオリとしての威信、威儀（prestige, integrity）
- ・「マラエ（Marae）」：集会場（meeting place）
- ・「ムリヒク（Murihiku）」：サウスランド地方（Southland）
- ・「ナイ・タフ（Ngāi Tahu）」：ナイ・タフ（ニュージーランド南島のマオリ部族の名称）

- ・「パケハ (Pākehā)」：マオリ人以外の人、とくにヨーロッパ人からの移民とその子孫
- ・「ポウナム (pounamu)」；緑色岩、緑玉 (greenstone)、翡翠 (jade)
- ・「ラキウラ (Rakiura)」：ステイワート島 (Stewart Island)
- ・「ランガティラタンガ (rangatiratanga)」：マオリ首長の権威とそれが及ぶ領域 (chieftainship)
- ・「ロヘ (rohe)」：部族の領域 (tribal territory)
- ・「ルナンガ (Rūnanga)」：評議会 (council)、組織 (institute)
- ・「タイ・ポウティニ (Tai Poutini)」：南島の西海岸 (West Coast)
- ・「タキワ (takiwā)」領域 (area)、地域 (region)
- ・「タンガタ・フェヌア (tangata whenua)」：現地の人 (local people)、先住民 (aborigine, native)
- ・「タオング (taonga)」：財産 (property)
- ・「テ (te)」：定冠詞 (the)
- ・「ウルパ (urupā)」：墓地 (cemetery, tomb)
- ・「ワヒ・タフ (wāhi tapu)」：聖地 (sacred place)、墓地 (cemetery)
- ・「ワイポウナム (Waipounamu)」：ニュージーランド南島 (South Island of New Zealand)
- ・「ファカパパ (Whakapapa)」：血統、系統 (genealogy)
- ・「ファヌイ (whānui)」：全体 (wide)、一般 (general)、範囲 (range)
- ・「フェヌア・ホウ (Whenua Hou)」：ステイワート島西部の島、英語名コッドフィッシュ島

注

-
- 1) Ryan, P.M. (1995): *Te Papakupu Reo Māori o Ānei Wā a Reed/ The Reed Dictionary of Modern Maori*, Auckland; Reed Publishing Ltd., p.7.
 - 2) ちなみに、Ngāi Tahuという呼称以外のものとして、時々 ‘Kai Tahu’ という呼称が併記される場合がある（例えば、Ngai Tahu Maori Trust Board (1992): *Ngai Tahu Maori Trust Board*, Christchurch; Te Waipounamu House, 127 Armagh Street, p.1）。この場合は「カイ・タフ」と表記することで異論はなからう。この点からしても、濁音を用いない方が無難であると考えられる。
 - 3) *Ibid.*, pp.1-4.
 - 4) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Claim History Overview,” *Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*, Christchurch; <http://www.ngaitahu.iwi.nz> (06/04/15)
 - 5) Department of Internal Affairs (unknown): *Dictionary of New Zealand Biography*, Wellington; Department of Internal Affairs, pp.415-16 and pp.553-55.
 - 6) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: op.cit.
 - 7) Cant, Garth (1998): “Memory Recovered and a Basket of Remedies Negotiated: A Pākehā Perspective on the Settlement of the Ngāi Tahu Land Claim,” *New Zealand*

- Journal of Geography*, April 1998, p.10.
- 8) とくに、ワイタンギ条約第2条。ただし同条約の英語版とマオリ語版には、文言の解釈に関してのいくつかの差異がある。解釈について、Waitangi Tribunal (unknown): *Te Tiriti o Waitangi: te Tikanga o nga Kupu*, Wellington; paper published and distributed by the Waitangi Tribunal.
 - 9) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 02 "Summary of the Grievances, findings and recommendations," and 2.4. "The Kemp purchase summary" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , Wellington; Waitangi Tribunal homepage; <http://www.waitangi-tribunal.govt.nz/> (06/04/18)
 - 10) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: op.cit.
 - 11) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: op.cit.
 - 12) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: op.cit.
 - 13) Cant, Garth (1998): op.cit.
 - 14) Cant, Garth (1995): "Reclaiming Land, Reclaiming Guardianship: the role of the Treaty of Waitangi Tribunal in Aotearoa, New Zealand," *Aboriginal History*, vol.19, p.9.
 - 15) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 01 The Claim and the Proceedings, 1.3. "What is Claim all about?" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 16) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 01 The Claim and the Proceedings, 1.3. "What is Claim all about?" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 17) Waitangi Tribunal(1991) : Chapter 06 Otakou, 6.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 18) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 08 Kemps Purchase, 8.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 19) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 09 Banks Peninsula, 9.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 20) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 10 The Murihiku Purchase, 10.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 21) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 11 The North Canterbury Purchase, 11.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 22) Waitangi Tribunal(1991) : Chapter 12 The Kaikoura Purchase, 12.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 23) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 13 Arahura, 13.2. "Statement of Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 24) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 15 Rakiura, 15.5. "Ngāi Tahu's Grievances" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.
 - 25) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 02 Summary of the Grievances, Findings and Recommendations, 2.12 "Mahinga Kai Summary" in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)* , op.cit.

- 26) Waitangi Tribunal (1991): Chapter 01 The Claim and the Proceedings, 1.3. “What is Claim all about?” in *The Ngāi Tahu Report (Wai 27)*, op.cit.
- 27) Waitangi Tribunal (1992): “Preface” in *The Ngāi Tahu Sea Fisheries Report (Wai 27)*, Waitangi Tribunal homepage; op.cit.
- 28) ただし、本稿で「下草」として論及しているこのカテゴリーの請求の中で、およそ20の請求が海洋漁業関連であったため、その部分についてはすでに1992年の報告書の中で取り扱われていたことを付記しておく。
- 29) Cant, Garth (1995): op.cit., pp.31-32.
- 30) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “The Negotiators,” *Te Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*; op.cit.
- 31) Cant, Garth (1995): op.cit., p.32.
- 32) Cant, Garth (1995): op.cit., pp.32-33. なお、この点に関して、ナイ・タフの部族組織テ・ルナンガ・オ・ナイ・タフは、政府によって「一方的に (unilaterally)」に中断されたという見解を表している (Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Claim History Overview”, op.cit.)。
- 33) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Claim History Overview,” op.cit.
- 34) この投票に関する数値については、青柳まちこ（1999年）：「ワイタンギ審判所の活動—南島ガイタフの場合」社会科学ジャーナル43巻、102頁で言及されている。
- 35) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Claim History Overview,” op.cit.
- 36) Te Rūnanga o Ngāi Tahu (1999): *Annual Report 1999*, Christchurch; Te Waipounamu House, 158 Hereford Street, p.6.
- 37) 原文はマオリ語および英語：Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “The Crowns Apology,” *Te Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*; op.cit.
- 38) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Economic Security,” *Te Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*; op.cit.
- 39) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Cultural Redress,” *Te Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*; op.cit.
- 40) カイティアキタンガは、現在もマオリがマオリであるために欠かせない伝統的な概念の一つである。その重要性は、マオリ社会のみならず、ニュージーランド全体の中でも認められており、今日国家の環境政策の中にも反映されている。その概念の詳細に関しては、拙稿論文（2003年）：「現代環境問題とマオリの自然観—カイティアキタンガ：ニュージーランド環境政策に対するマオリの役割」太平洋学会誌第92号（26巻1号）、33～44頁を参照されたい。
- 41) Te Rūnanga o Ngāi Tahu: “Management Input,” *Te Rūnanga o Ngāi Tahu homepage*; op.cit.